

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は保険医療機関の指定を受けております

2025年5月現在

I 入院基本料に関する事項

当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
原則として付き添いは、ご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

病棟名	入院基本料	病床数	1日あたり 看護職員配置数	【日勤】看護職員1人 当りの受け持ち数	【夜勤】看護職員1人 当りの受け持ち数
30病棟 35病棟	急性期一般入院料	50床	19人以上	6人以内	16人以内
35病棟	地域包括ケア病棟入院 医療管理料	26床	11人以上	5人以内	17人以内
40病棟 45病棟	障害者施設等入院基本料	77床	22人以上	6人以内	18人以内

II 保険外負担に関するもの

1)療養の給付と直接関係ないサービス等

項目	単位	料金(税込)	備考
紙オムツ料Aセット	1枚につき	S:58円 M:61円 L:73円 LL:80円	※詳細は、入院のご案内をご確認ください
紙オムツ料Bセット	1枚につき	S:58円 M:61円 L:73円 LL:80円	
紙オムツ料Cセット	1枚につき	S:58円 M:61円 L:73円 LL:80円	
リハビリパンツ	1枚につき	M:130円 L:140円 LL:160円 尿とりパッド: 61円	
洗濯代	1回につき	720円	※クリーニング業者による洗濯となります
各種予防接種	1回につき	500円~27,500円	※取扱い予防接種はお問い合わせ下さい
各種診断書	1枚につき	別掲「文書料金一覧」をご確認ください。	

2)保険外併用療養費

①特別の療養環境の提供(差額室料)

入院にあたり、個室の利用を希望される場合は、別途室料(税込)が必要となります。

室料	1日につき 2,200 円 (準個室)	1日につき 6,600 円	1日につき 8,800 円	1日につき 11,000 円
30 病棟	311 号室	307 号室・312 号室 313 号室・315 号室	—	301 号室
35 病棟	365 号室	—	350 号室・353 号室 358 号室・360 号室	363 号室
40 病棟	411 号室	412 号室・413 号室 415 号室	401 号室・407 号室	—
45 病棟	—	—	450 号室・453 号室 458 号室・460 号室	463 号室

②入院期間が 180 日を超える入院

入院期間が 180 日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者を除きまして、別途料金が必要となります。180 日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として 1 日につき、入院基本点数の 15%に消費税 10%を加算した額を徴収いたします。なお、特別料金を除く医療費については従来どおり通常の一部負担金と食事の負担が請求されます。詳細は、医事課会計窓口までお問い合わせください。

届出施設基準に関する掲示事項

診療報酬の算定項目の 分かる明細書発行について	当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても同様に明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合や代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。
医療情報取得加算	当院では、マイナンバーカードによる保険証の確認及びオンライン資格確認を行う体制を有しています。受診した際に、マイナンバーカードによる保険証の確認とともに薬剤情報や特定健診情報、その他必要な情報の取得に同意頂いた方に対しては、その情報を活用し診療を行います。

医療DX 推進体制整備加算	<p>当院では医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しており以下の取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等のシステムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。 ・マイナ保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 ・電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービス等の取り組みを実施する予定です(※今後導入予定です)。
一般名処方加算	<p>当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を行っています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。なお、患者様が一般名処方の処方箋から長期収載品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担頂く事があります。</p>
がん性疼痛緩和指導管理料	<p>当院では、症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者様に対して、計画的な治療管理療養上必要な指導を行った場合に、当管理料を算定しています。</p>
後発医薬品使用体制加算	<p>当院では、後発医薬品(ジェネリック)の使用を推進しています。後発医薬品は先発医薬品と同じ成分を含むもので同じ効果が期待できます。また、医療費の削減に繋がり、患者様の負担金も軽減した治療を提供することが期待されています。</p> <p>医薬品の供給不足が発生した場合、供給不足の医薬品に代わる同等または類似の効果が期待できる別の医薬品を処方させていただきます。</p>
機能強化加算	<p>当院では、「かかりつけ医」として、必要に応じて、次のような取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)他の医療機関の受診及びお薬の処方内容を把握した上で、服薬管理を行います。 (イ)必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。 (ウ)健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する相談に応じます。 (エ)保健・福祉サービスに関する相談に応じます。 (オ)夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供致します。 <p>厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を持つ医療機関を検索することができます。</p> <div style="text-align: right;">  <p>大阪府医療情報ネット</p> </div>

施設基準 医科(歯科)点数表第2章10部(第2章9部)
手術の通則の5及び6(4)に掲げる手術について

(実施期間：2024年1月1日～2024年12月31日)

・区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
・区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
・区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
・区分4に分類される手術の件数		0
・その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		1
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術		0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び体外循環を要する手術		0
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術		0